



北海道市町村職員退職手当組合告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、令和3年第1回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会の議決を経た令和3年度北海道市町村職員退職手当組合一般会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和3年1月25日

北海道市町村職員退職手当組合

組合長 宮本 憲幸

記

令和3年度北海道市町村職員退職手当組合一般会計予算

令和3年度北海道市町村職員退職手当組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,634,481千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 負担金		20,979,355
	1 負担金	20,979,355
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 財産収入		465,806
	1 財産運用収入	465,806
4 繰入金		1,852,300
	1 基金繰入金	1,852,300
5 繰越金		312,000
	1 繰越金	312,000
6 諸収入		25,019
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1,351
	3 雑入	23,667
歳 入	合 計	23,634,481

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		5,183
	1 議会費	5,183
2 総務費		106,849
	1 総務管理費	106,481
	2 監査委員費	368
3 給付費		23,010,418
	1 給付費	23,010,418
4 積立金		490,475
	1 積立金	490,475
5 公債費		702
	1 公債費	702
6 諸支出金		504
	1 普通負担金還付金	501
	2 事前納付金清算還付金	2
	3 組合脱退清算還付金	1
7 予備費		20,350
	1 予備費	20,350
歳 出	合 計	23,634,481